

金沢市指令収環指第1807号  
平成27年3月26日

## 一般廃棄物収集運搬業許可証

富山県高岡市福岡町本領1053番地1  
ハリタ金属 株式会社  
代表取締役 張田 真 様**複写無効**

金沢市長 山野 之義



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。

許可年月日	平成27年4月1日	許可番号	金沢市一般廃棄物 収集運搬業許可第42号
事務所の所在地 及び名称	金沢市松村1丁目350番地 ハリタ金属 株式会社		
事業場の所在地	石川県白山市福留町514番地4 [車両保管施設・積替え保管施設]		
事業の範囲	金沢市内の家庭から排出される特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち同法第9条に規定する特定家庭用機器廃棄物以外の特定家庭用機器廃棄物(以下「家電小売店引取り義務外廃家電品」という。)を収集し、同法第17条の規定に基づき設置される指定引取場所(以下「指定引取場所」という。)のうち金沢市内及び白山市内に設置される指定引取場所への積み卸しに限る。なお、積替え保管については、白山市福留町514番地1(保管面積9.45平方メートル)において家電小売店引取り義務外廃家電品を積替え保管する場合に限る。		
許可の有効期限	平成29年3月31日		
許可の更新・ 変更の状況	当初許可 平成13年 4月 1日 (以後、継続許可) 直前の更新許可 平成25年 4月 1日		
条 件	別紙のとおり		

備考 この処分不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。

また、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。